（案）

資料１－３

静岡市障がい者共生のまちづくり計画　概要版

本計画の基本理念 及び 基本目標　（本編17・18ページ）

基本理念

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

▶「共生都市」の実現は、本市のまちづくりにおける６つの重点プロジェクトのうちのひとつです。

基本目標

（１）障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること

▶障がいがあることにより、諦めたり、差別されても我慢したりすることのないような社会環境を作り上げていきます。

（２）社会生活におけるアクセシビリティ※を向上させること

▶障がいのある人の生活上の困難を解消して、さらに生活の質や幸福感を向上させることで、社会生活がより便利で豊かなものになることを目指します。

※アクセシビリティ＝利用のしやすさ

（３）多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

▶障がいのある人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で、多様なニーズに対応できるように、各種サービスの提供体制を充実させていきます。

本計画の性格　（本編３ページ）

静岡市障がい者共生のまちづくり計画【計画期間：平成 30～32 年】

障害者計画（根拠法令：障害者基本法第 11 条第３項）
▶ 施策の基本的な方向性を定める

障害福祉計画（根拠法令：障害者総合支援法第 88 条）
▶ 国の計画策定指針に基づき、障がい者へのサービス提供体制に関する成果目標と、サービスの必要量の見込み等を３年ごと定める

障害児福祉計画（根拠法令：児童福祉法第 33 条の 20）
▶ 国の計画策定指針に基づき、障がい児へのサービス提供体制に関する成果目標と、サービスの必要量の見込み等を３年ごと定める

市の事業に関する計画

法定サービスに関する計画

■従来、個別に策定してきた３つの計画を一体的に策定しました。
▷市の事業と法定サービスを関連付けて、障害福祉施策の全体像を把握・整理しました。
▷法定サービスを充実させるための課題や、法定サービスが対応していない障がい者のニーズに対して、重点的に市の事業を計画・実施することができます。

計画の成果目標　（本編５・14ページ）

障害福祉計画の策定指針において、以下の成果目標を設定するよう定められています。

項目	前期計画			今期計画	
	目標（H29 末）	実績（H28 末）	達成状況	国指針	本市設定
【成果目標１】福祉施設の入所者の地域生活への移行					
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	58 人	40 人	達成困難	59 人	42 人
(2)入所施設を利用する人の減少数	16 人減	22 人減	達成見込	12 人 減	20 人 減
【成果目標２】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築					
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 新				設置	設置済み
(2)入院後３か月以内に退院できる人の割合	64%	66.4%	達成見込	69%	69%
(3)入院後６か月以内に退院できる人の割合 新				84%	84%
(4)入院後１年以内に退院できる人の割合	91%	90.7%	達成困難	90%	90%
(5)１年以上の長期に渡り在院している人の減少割合	18%減	５%減	達成困難		
(5)精神科病床における１年以上長期入院者数 新				計測中	132 人
【成果目標３】地域生活支援拠点等の整備					
拠点の整備箇所数	１ヶ所	１ヶ所	達成見込	１ヶ所	整備済み
【成果目標４】福祉施設から一般就労への移行等					
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	143 人	72 人	達成困難	179 人	108 人
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	178 人	172 人	達成見込	207 人	227 人
(3)就労移行率が３割以上の就労支援事業所の割合	50%	27%	達成困難	50%	50%
(4)就労定着支援を利用する人の支援開始から１年後の職場定着率 新				80%	80%
【成果目標５】障害児支援の提供体制の整備等 新					
(1)児童発達支援センターの箇所数 新				１ヶ所	２ヶ所
(2)保育所等訪問支援の実施箇所数 新				１ヶ所	２ヶ所
(3)-1主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数 新				１ヶ所	８ヶ所
(3)-2主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数 新				１ヶ所	６ヶ所
(4)医療的ケアを必要する障がい児支援のための協議の場の設置（平成 30 年度末まで） 新				設置	設置

※　成果目標２のうち「(5)精神科病床における１年以上長期入院者数」は、目標設定の単位が割合から人数に変更されました。

※　新マークがついた項目は、今期計画から新たに成果目標を設定するよう追加されました。

成果目標に係る課題と目標達成に向けた今期の主な取組み　（本編６・15・16ページ）

障害者支援施設に入所して支援を受けながら生活する障がい者を、地域で在宅サービス等を利用しながら暮らせるようにすること

主な取組み

社会福祉施設等施設整備補助による整備支援

施設入所から地域生活に移行した際の居住の場となる共同生活援助(グループホーム)や、入所施設を利用していた比較的重度の障がい者にも対応することができる生活介護等の事業所を充実させます。

持続可能な障害福祉サービス事業運営の在り方の研究

給付費による運営の難しさから民間の参入が進まないサービスについては、持続可能な事業運営の在り方を研究するとともに、必要な支援策の検討を行っていきます。

精神障がいにより長期間入院してしまう人を減らすこと

主な取組み

精神障がいに対応した地域サポートシステム

地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域住民の助けあいが包括的に確保された地域サポートシステムの構築をしながら、将来的に静岡型地域包括ケアシステムへの融合を目指します。

障がい者が一般企業等で就労できるようにすること

主な取組み

精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座

企業内に精神障がいや発達障がいのある人の就労をサポートできる人を育てる講座を開催するなどの働きかけをハローワークと連携して行います。

新サービス「就労定着支援」の周知等

障害福祉サービスに新設される「就労定着支援」を実施する事業所を、ニーズに応じて早期に確保するとともに、市内の企業等に周知することで、障がい者雇用により積極的に取り組んでもらえるよう働きかけます。

また「就労定着支援」や「就労移行支援」のサービスを提供するうえでの課題については、障害者自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、状況を確認しながら対策を検討していきます。

その他、市民アンケートの結果等に関連する主な取組み

障がいのある人に対する差別や偏見がなくし、地域における「共生」を進めること

（市民の約８割が「障がいのある人に対する差別や偏見がある」と感じています。）

主な取組み

静岡市障害者差別解消支援地域協議会

障がいを理由とする差別の事例を集め、協議会で検証し、市民に発信します。

市政出前講座の実施に係る地域の障がいのある人の参画

障がい当事者に参画してもらい、市政出前講座等を実施して地域や企業に啓発します。

法定サービスをすべての障がい者が希望するとおりに利用できるようにすること

（障がいのある人の約２割が、希望するとおりに障害福祉サービス等を利用することができていません。）

主な取組み

介護職員初任者研修受講就労助成金

資格取得のための研修の受講費用を助成し、福祉人材の確保に取り組みます。

障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、適切な支援を提供すること

（市内の小・中学校の児童生徒数は減少傾向にある一方で、特別な支援が必要な児童生徒数は増加しています。）

主な取組み

１歳6か月児健診と連携した早期支援体制づくり

１歳6か月児健診と連携して発達が気になる子を見極め、切れ目のない支援につなげる体制を作ります。

施策の体系

（本編19・20ページ）

基本理念

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

(1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
(2) 社会生活におけるアクセシビリティを向上させること
(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

分野別の施策

【大分野】課題を７つに分類	【小分野】課題に対する施策の柱 下線部は、成果目標と直接的に関係する重要な柱です。
権利擁護 理解促進	(1)障がいへの理解を深める活動の促進 (2)ボランティア・NPO 等による活動の促進 (3)障がいを理由とする差別の解消 (4)意思疎通・意思決定の支援 (5)虐待の防止
生活支援	(1)相談支援体制の充実 (2)地域移行を推進するための支援 (3)日常生活を支援するためのサービスの充実 (4)経済的な支援の充実 (5)人材の確保と資質の向上
医療・保健	(1)障がいに配慮した地域医療の提供 (2)リハビリテーション支援の推進 (3)医療費助成の実施
生活環境	(1)地域における住居の確保 (2)外出支援の充実 (3)まちのユニバーサルデザインの充実 (4)防災意識の向上と備えの推進 (5)災害時等における支援体制の充実
子ども	(1)障がいの早期発見・早期支援 (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援 (3)学校教育における障がい児の支援
雇用・就労	(1)就労につなげ、支える支援の充実 (2)障がいの状況に応じた就労の場の確保 (3)福祉的就労における工賃向上の支援
文化活動 市民生活	(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進 (2)生涯を通じた多様な学習機会の提供 (3)行政におけるアクセシビリティの向上

▷ 市の事業と法定サービスを関連付けて、障害福祉施策の全体像を把握・整理した。
▷ 法定サービスを充実させるための課題や、法定サービスが対応していない障がい者のニーズに対して、重点的に市の事業を計画・実施する。

課題解決の基礎になる。
- 障害福祉サービス
- 障害児通所支援
- 相談支援
- 地域生活支援事業 等

①法定サービスと結びつかない課題を解決する。
②法定サービスの量や質、効率性を向上させる。

具体的な取組み

法定サービス	市の事業
○心のバリアフリーイベント ○成年後見制度利用支援事業 ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ○障害者虐待防止対策支援事業	○地域における障がい者理解促進事業 ○福祉ボランティアの育成 ○障がい者差別解消のための相談窓口の設置 ○静岡市障害者差別解消支援地域協議会の設置 ○市民後見人制度の実施
○障害者相談支援事業 ○計画相談支援 ○自立生活援助 ○居宅介護等　訪問系サービス ○生活介護等　日中活動系サービス ○強度行動障害者支援施設サポート事業	○当事者同士による支え合いの推進 ○精神障がいに対応した地域サポートシステム ○地域生活支援拠点の整備 ○各種手当ての給付 ○介護職員初任者研修受講就労助成
○かかりつけ医等発達・精神障がい者対応力向上研修 ○療養介護	○障がい者歯科保健推進事業 ○重度障害者医療費の助成 ○指定難病医療費等の助成
○共同生活援助 ○福祉ホーム運営補助 ○同行援護 ○行動援護 ○移動支援事業	○民間賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用 ○市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置 ○災害時要援護者避難支援推進事業 ○福祉避難所の確保
○児童発達支援等　障害児通所支援 ○医療的ケア児支援コーディネーター ○医療的ケア児支援協議会の設置	○1 歳 6 か月児健診と連携した早期支援体制づくり ○児童発達支援センターにおける親子教室の実施 ○特別支援連携協議会の運営
○就労移行支援等　日中活動系サービス ○就労定着支援	○精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 ○公共施設等を活用した自主製品の販売支援 ○「農・福 連携」の推進
○障害者スポーツ推進事業 ○地域活動支援センター ○点字・声の広報等の発行	○市民参加型舞台公演事業 ○障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施 ○公職選挙における障がいのある人への配慮

ヘルプマーク

このマークは、外見から分からなくても周囲からの配慮を必要としている人が身に着けるものです。

電車やバスで席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

発行：静岡市　障害者福祉課・精神保健福祉課
平成 30 年　月

（障害者福祉課）　〒420-8602
静岡市葵区追手町５番１号
TEL　054-221-1197
FAX　054-221-1494
E-mail　shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp
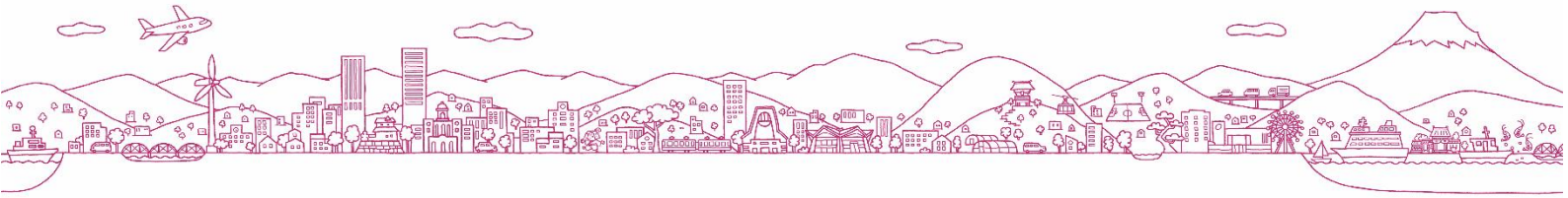
（精神保健福祉課）　〒420-0846
静岡市葵区城東町 24 番１号
TEL　054-249-3179
FAX　054-249-3149
E-mail　seishinhoken@city.shizuoka.lg.jp